

北海道未来人材応援事業実施要領 改正イメージ

新（R6年度）	旧（R5年度）	備考欄
<p>4 対象者の要件</p> <p>(3) 本人または本人と同一家計の家計支持者（父母等の保護者）の収入が独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準（別紙）を満たすこと</p> <p><u>※ただし、家計基準を超える場合であっても応募することが可能とする。多様な留学計画の支援という観点から、予算の範囲内で支援予定人数全体の1～2名程度を上限に、家計基準を満たす者として支援する</u></p>	<p>4 対象者の要件</p> <p>(4) 本人または本人と同一家計の家計支持者（父母等の保護者）の収入（※）が独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準（別紙1-1、別紙1-2）を満たすこと</p> <p>※申請者が扶養されている場合は同一家計の家計支持者の収入、それ以外の場合は本人の収入</p>	